



3歳児健診における弱視の早期発見について

◆十九番（福田たえ美 議員） まず初めに、三歳児健診における弱視の早期発見について伺います。

弱視とは、視力の成長期にピントが合わない強い屈折異常などで視力の発達が止まり、眼鏡やコンタクトをしても視力が十分にならない状態であります。平成二十九年四月七日付の厚生労働省の通知では、子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、六歳までにはほぼ完成しますが、三歳児健康診査において強い屈折異常や斜視が見逃された場合に治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。三歳児健康診査の視力検査で弱視を発見し治療につなげることが、子どもの成長過程で最重要であります。現在、本区の三歳児健康診査の視力検査は、保護者が家庭で行う検査とアンケートです。検査に慣れない保護者もあり、検査精度のばらつき、子どもがうまく答えられないなどで弱視を見逃してしまいます。

特に、家庭での検査で見落としがちなのが、片目のみ弱視の不同視弱視です。よく見えるほうの片目でふだんの生活を不自由なく過ごすため、家族も気づきにくく、検査をすり抜けます。平成二十八年八月の日本小児眼科学会の提言では、三歳児健康診査において視覚異常の検出精度を向上させるためには、市区町村が指定する会場で行う二次検査で、問診、視力検査に加えて屈折検査を推奨しています。屈折検査は、一眼レフくらいの大きさの屈折検査機器を使用して行います。約一メートル先から点滅する画面を見詰めると、数秒で弱視の判定を数値で示し、スクリーニングの役割を果たします。屈折検査機器を導入した宝塚市では、三歳児視力検査時に弱視と判定された子どもの半数近くが家庭での視力検査で「見えた」と回答、家庭での視力検査のみでは見逃されてしまう症例があると報告されています。

二十三区でも先行して屈折検査機器を導入した練馬区では、令和元年の弱視発見率は二・九％に比べ、検査機器未導入の本区の弱視発見率は〇・五％台。弱視の割合は一から二％とされていますので、本区の発見率の低さが気になります。三歳児健康診査における視力検査での見逃しは、その子どもの見える保障を損ない、将来の職種や職業への影響も及ぼします。区として、検査方法も含めて適切な対応に転換すべきと考えます。

ここで三点伺います。

一点目は、区が実施する三歳児健康診査における視力検査の課題について伺います。

二点目に、弱視の早期発見の必要性について、改めて認識を伺います。

三点目に、三歳児健康診査の視力検査において、屈折検査機器の導入について、区の見解をお聞かせください。

学校におけるカラーユニバーサルデザインの取り組みについて

続いて、学校におけるカラーユニバーサルデザインの取組について伺います。誰一人取り残さないという宣言の下に立てられたSDGs、全ての人が生きやすい社会の実現のため



め、色覚の観点から質問をしてみたいです。

色覚とは、色を感じ取り見分ける力のことです。赤色を青色もしくは灰色などに見えたりする色覚多様性の割合は、男性で二十人に一人、女性で五百人に一人の割合で現れます。学校で言えば、四十人学級に二人の男子児童生徒が存在することになります。平成十五年度より、学校における色覚検査が必須項目から希望者への任意に変更されました。その後、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態が明らかとなり、平成二十六年四月三十日に文部科学省より、学校における希望者への色覚検査実施の周知と、教職員の色覚多様性への正確な知識を持って学習指導、生徒指導、進路指導等を行う旨の通知が出されました。

現在、本区の色覚検査の御案内は学校ごとの作成となっていますが、検査の意義、検査結果に応じた学習、進路での配慮が十分伝わるとは言い難いです。

ここで二点伺います。

一点目に、学校における色覚検査の実施状況について伺います。

二点目に、色覚検査の御案内を、検査への理解並びに検査結果に応じた学習、進路への配慮が伝わるのが大切です。検査の御案内の工夫について、区の見解を伺います。

また、色覚多様性のある児童生徒の学習の保障を進めるために、学校におけるカラーユニバーサルデザインの推進は重要です。現在、色覚多様性の児童生徒に配慮した色覚チョークを導入している学校は、小学校で六十一校中四十一校、中学校では二十九校中十六校となっていますが、全ての学校において視覚チョークの導入が必要です。特に、色を重視した授業では、現場の先生方の支援ができる体制も整えるべきです。また、進路指導においては、就職時の条件に色覚を問わない職種が増えています。時々刻々と変わる状況に、正しい情報を得ることが必要です。

そこで伺います。学校におけるカラーユニバーサルデザインの推進のため、視覚チョークの積極的な使用など、色覚多様性の児童生徒への授業の進め方において工夫が必要です。区の見解を伺います。

併せて、進路指導への配慮を確実に推進していくために、学校の裁量に任せるのではなく、色覚多様性の児童生徒の無用な夢を摘むことなく、教育委員会が常に最新の正しい情報を収集し学校に提供していける体制を構築すべきと考えます。区の見解をお聞かせください。

不登校生徒への進路相談について

最後に、不登校生徒の進路指導について伺います。

世田谷区の令和元年の不登校児童生徒数は八百二十五人、そのうち半数以上の五百二十四人が中学生です。教育の機会の確保等の基本方針には、不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るものとして捉えること、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要性が示されています。義務教育が終了する



中学卒業後の進路は、社会的自立との観点からも大変重要な視点になります。

ところが、不登校の生徒は、欠席日数の多さ、学校に登校していないことによる学力の不十分さ、進路に関する情報の不足等により、不登校の生徒たちの進路が限定されてしまうなど、不利な状況に追い込まれるケースがあります。平成三十年に策定した世田谷区不登校対策アクションプランに基づき、教育委員会事務局の教育相談・特別支援教育課による不登校保護者のつどいの場を活用し進路情報を提供しているとのことですが、情報を必要とする保護者全てに行き届くわけではありません。

神奈川県では、不登校児童生徒、高校中退者のための不登校相談会、進路情報説明会を全学校に周知し、誰もが参加しやすい日時を開催をしています。教育委員会、公立高校、フリースクールなどの複数の相談がワンストップで行える、大きなメリットを創出しています。

世田谷区でも、来年十二月に開設する教育総合センターが、不登校支援の拠点として、誰一人置き去りにしない、不登校の生徒への進路相談に全力で取り組んでいくべきです。それには、進路を選択、決定していく過程には、進路に関わる相談の場が必要だと考えます。

ここで三点質問いたします。

一点目に、不登校生徒への進路指導はどのように行われているのでしょうか。現在の状況について伺います。

二点目に、不登校保護者の集いで提供している進路情報を、学校を通じて全生徒に配布される進路情報と同様に、必ず届くようにできないでしょうか。区の見解をお聞かせください。

三点目に、不登校の進路相談会の充実について、教育総合センターにおいて、不登校支援の拠点として相談体制の構築並びに神奈川県の事例を参考に相談会の実施を進めていくべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)

◎山本 玉川総合支所保健福祉センター所長 私からは、三歳児健診における視力検査の課題についてお答えいたします。

三歳児健診の視力検査の主な目的は、弱視の早期発見であると認識しております。区では、健診の御案内に検査方法等の説明書、花や魚など四つの絵の視標を用いた視力検査セット及び予診票を同封して郵送し、御自宅で検査を実施していただき、その結果を予診票に記入して健診当日にお持ちいただいております。予診票で二つ以下しか見えない、左右の見え方に差がある等の場合、絵の視標を用いて再検査を行い、健診担当医師が精密検査受診の必要性を判断します。医師が必要と判断した場合は精密検査受診票を発行し、より専門的な診断ができる医療機関の受診につなげており、昨年度は百三十一名が眼科を受診されております。



一方で、言葉の発達の遅れ等から健診当日に視力検査が実施できないお子様もいらっしゃるため、心理相談や家庭訪問等で発達のフォローを行いながら、期間を置いて視力検査を実施するなど、見逃し防止に努めております。

以上です。

◎辻 世田谷保健所長 私からは、三歳児健診の弱視早期発見について二点、まず、早期発見の必要性についてお答えいたします。

平成二十九年度の厚生労働省の通知では、子どもの視力は六歳までにほぼ完成するが、三歳児健診で強い屈折異常や斜視が見逃された場合、治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘があり、三歳児健診での適切な視力検査の実施が求められております。その一方で、乳幼児は、一方の目に強い屈折異常や斜視があっても、もう片方の目が正常視力の場合は補完的に働き、日常生活では不自由はないことも多く、保護者が異常に気づきにくい場合がございます。

区では、これらの状況や国の通知等を踏まえ、平成三十年度より三歳児健診に同封する視覚検査の案内文を見直し、保護者に視力検査の重要性や必要性を伝え、家庭で適切に視力検査を実施していただくように周知しております。

次に、屈折検査機器の導入についてです。

議員御指摘の屈折検査機器につきましては、簡易な方法で視力検査ができ、近視、遠視、乱視や不同視、斜視等のスクリーニングが可能です。導入している医療機関や自治体においては、児童等の弱視の発見率が向上しているとの報告もでございます。

一方で、当該機器は海外製品であるため、日本人に推奨されるスクリーニングの基準値が検討中であることや、検査環境の整備、検査や指導に係る専門職の確保、健診時間の増加などの課題もあり、現在、二十三区中四区の実施にとどまっている状況でございます。

このため、区としましては、まずは三歳児健診の視力検査で使用する絵の視標による検査方法を徹底するとともに、屈折検査機器の導入につきましては、既に活用している先行自治体の状況や専門医の意見、また健診会場の運営なども勘案し、総合的に判断したいと考えております。

以上です。

◎浅野 教育総務部長 私からは、学校における色覚検査につきまして二点御答弁申し上げます。

まず最初に、色覚検査の実施状況についてです。

学校における色覚検査については、平成二十六年の文部科学省通知に基づき、希望者に対して色覚検査を行うなど、学校眼科医と連携の上、適切な対応ができるようにしております。学校では、色覚検査の体制を整備し、希望者への御案内を行っており、教育委員会といたしましても、学校貸出し用の色覚検査表を配備することなどを行っております。



学校における色覚検査の実施状況につきましては、多くは特定の学年の児童生徒に対して検査を行っており、令和元年度は小学生約三千三百名、中学生は約千二百人が受検しております。

教育委員会といたしましては、引き続き学校眼科医と相談しながら、より効果的な取組となるよう検討するとともに、子どもたち本人や保護者の希望により、学校で色覚検査が実施できるよう取り組んでまいります。

続きまして、色覚検査の案内の工夫についてです。

保護者への色覚検査の御案内に当たっては、色の見分けにくさで学校での学習や仕事の適性に支障や影響が出ることや、また、本人には自覚のない場合が多く、保護者もそのことに気づいていない場合も少なくないこと、さらに、将来の職業や進路を選択するに当たりまして、自分自身の色の見え方を知っておくことが必要であることなど、色覚検査の重要性や必要性をお伝えし、検査の御案内をしております。

引き続き、子どもたちが自身の色覚の特性を知らないまま進学や就職等で不利益を受けることがないようにしてまいります。そのため、教育委員会と学校が連携しまして、保護者等への周知内容を分かりやすく具体的に記載するなどの工夫を行ってまいります。

以上です。

◎池田 教育政策部長 私からは、まず、学校の授業などにおける色のユニバーサルデザインへの配慮について御答弁いたします。

色の見え方が異なる児童生徒に対しては、授業等において色のユニバーサルデザイン上の配慮を行うことが重要であると認識しております。各学校においては、黒板への板書に際して色覚チョークを用いるだけでなく、色の区別がつきやすい白や黄色のチョークを積極的に使用するとともに、色だけで情報を伝えるのではなく、その形状や特徴等で内容が理解できるよう、伝え方の工夫なども行っております。

引き続き、教員が色のユニバーサルデザインへの配慮をさらに深めることができるよう、色覚チョークの使用や、進路指導上の留意事項などを教員研修や校長会を通じて周知してまいります。

次に、不登校の生徒への進路指導についてまとめてお答えいたします。

不登校の生徒への進路指導は、各中学校においては不登校の初期段階から卒業後の進路や生き方を見据えた継続的な相談を行っており、担任教員のみが関わるのではなく、学校全体として進路相談をサポートしております。また、教育委員会主催の不登校保護者のつどいは、毎回広く関係の保護者の方に御案内をし、テーマに応じて自由に御参加いただける形としておりますが、進路に関する情報提供や相談を行う場を設けたり、都立高校の教員やフリースクールの関係者を招き、意見交換を行う場を設けるなどしております。

不登校の生徒一人一人の状況に応じた進路の検討を行うためには、様々な進学先の情報が進路指導を行う各中学校や保護者の方に共有されていることが重要であると考えており、



新設する教育総合センターにおいて、各中学校の保有する進路情報や不登校保護者の集いにおいて提供する進路情報を集約し、各中学校や保護者の方が共有できるよう取り組んでまいります。

また、不登校の生徒の進学先となっている高校関係者などを招いた相談会や意見交換会の開催などについても、他自治体の取組を参考に検討してまいります。

以上でございます。

◆十九番（福田たえ美 議員） 御答弁ありがとうございました。

三歳児健診における弱視の早期発見についてでございますが、今御答弁いただきましたように、屈折検査機器を導入した自治体においては、やはりこの発見率が高いというふうにおっしゃってございましたけれども、逆に言えば、見逃しをしているということは、その一人のお子さんの人生が大きく変わってしまうということだけはしっかりと受け止めていただきまして、その上で、今後世田谷区といたしまして、この屈折検査を導入していくかどうかしっかりと御検討していただきたいと思っております。

そして、もう一つは、この不登校の進路相談ですけれども、保護者の方から大変要望をたくさんいただいております。情報だけではなく、複数の高校等と対面で相談等ができるような場をぜひともお願いしたいということです。

以上で私からの質問を終わります。